

令和３年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

令和４年５月３１日
国立大学法人旭川医科大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成１９年法律第５６号。以下「環境配慮契約法」という。)第８条第１項の規定に基づき、令和３年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので公表する。

１．令和３年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成３１年２月８日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

２．環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている、①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④省エネルギー改修事業（ＥＳＣＯ事業）、⑤建築物の設計、⑥建築物の維持管理、⑦産業廃棄物の処理に関して、以下のとおり環境配慮契約を実施した。

- ・ 電気の供給を受ける契約（高圧・特別高圧）

環境配慮契約（裾切り方式）を実施した件数 １件

３．その他の環境配慮契約に係る事項

担当部署に対して環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進するよう周知を図った。